

# 「仏暦二五五四年・租税免除について国 税法典の内容に基づき制定する勅令（第 五一四版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年・租税免除について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第五一四版）

前文省略

第一条

本勅令を「仏暦二五五四年・租税免除について国税法典の内容に基づき制定する勅令（第五一四版）」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／施行日は二〇一一年二月二二日〕

第三条

「温室効果ガス管理機構（オンカーン・ポリハーン・チャッカーン・ガース・ルアングラジョック）」とは、仏暦二五五〇年温室効果ガス管理機構（パブリックオーガニゼーション）設置法令に基づく温室効果ガス管理機構を意味する。

「国際連合のクリーン開発メカニズム委員会（カナカマカーン・ポリハーン・ゴンガイ・ガーンパタナー・ティール・サアード・ヘン・サハプラチャーチャート）」とは、気候変動についての国連条約に基づく京都議定書下におけるクリーン開発メカニズム・プロジェクトの実施監督の義務を果たす委員会を意味する。

第四条

国内外でなしたカーボン・クレジット販売によって生じた部分のみ、第五条で規定したところに基づく温室効果ガス削減プロジェクトの純益について、会社または法人パートナーシップに対し、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づき所得税を免除する。ここに局長が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第一段に基づく所得税免除は、仏暦二五五三年（西暦二〇一〇年）一月一日以後に始まる会計期に適用し、以下のように最初の会計期を数え始める。

（一）第五条（一）に基づくプロジェクトについては国際連合のクリーン開発メカニズム委員会が保証した時。

（二）第五条（二）に基づくプロジェクトについては温室効果ガス管理機構がカーボン・クレジット販売保証書を発行した時。

第五条

以下のプロジェクトに対し第四条に基づく所得税を免除する。

（一）仏暦二五五五年（西暦二〇一二年）もしくはそれ以前に温室効果ガス管理機構からプロジェクトの保証を受けた Certified Emission Reductions (CERs)種のカーボン・クレ

ジットを販売するクリーン開発メカニズム・プロジェクト。

(一) 仏暦二五五五年（西暦二〇一二年）もしくはそれ以前に温室効果ガス管理機構にプロジェクトを登録した **Voluntary Emission Reductions (VERs)**種のカーボン・クレジットを販売する温室効果ガス削減プロジェクト。

#### 第六条

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

(おわり)